政令

予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年七月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百四十号

予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の十五中「不動産」を「不動産（普通財産に限る。）」に、「売り払う」を「売り払い、又は貸し付ける」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一